

令和 5 年第 1 回（3 月）大潟村議会定例会
生活産業常任委員会 会議記録
【 生活環境課・農業委員会・産業振興課 】

招集年月日	令和 5 年 3 月 9 日（木）		
招集場所	役場 2 階 「特別会議室」		
開会日時	令和 5 年 3 月 9 日（木）13:27～18:00		
出席委員 (5名)	委員長 菅原アキ子	副委員長 工藤 勝	委員 齊藤 知視
	委員 川渕 文雄	委員 丹野 敏彦	【一般会計補正予算案から途中入場】
欠席委員 (1名)	委員 山田 照雄		
出席職員 (13名)	【生活環境課】		
	課長 近藤 比成	主査 荒関 智彦	主査 石川 猛
	主任 平ノ内 亮	主任 松橋 耕平	主任 小野 舜
	主任 宮戸 朱希子		
	【農業委員会】		
	事務局長 澤井 公子		
	【産業振興課】		
	課長 石川 歳男	主査 菅原 美子	主任 佐藤 真悟
	主任 宮田 征大	主任 今野 智美	

付託事件	議案第 4 号 大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案		
	議案第 10 号 大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案		
	議案第 11 号 令和 4 年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて		
	議案第 12 号 令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案		
	議案第 18 号 令和 4 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案		
	議案第 19 号 令和 4 年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案		
	陳情第 2 号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書		
	陳情第 3 号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書		
	陳情第 4 号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書		
	陳情第 5 号 高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書		
	要望第 1 号 要望書（大潟土地改良区）		

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>(開会 13:27)</p> <p>ただいまより、生活産業委員会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席委員数は 4 名であり定足数に達しておりますので、委員会は成立了します。</p> <p>本委員会の会議録の作成については、当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案を確認します。</p> <p>議案第 4 号「大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案」</p> <p>議案第 10 号「大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」</p> <p>議案第 11 号「令和 4 年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」</p> <p>議案第 12 号 「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」</p> <p>議案第 18 号 「令和 4 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」</p> <p>議案第 19 号 「令和 4 年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」</p> <p>陳情第 2 号 「消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書」</p> <p>陳情第 3 号 「「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書」</p> <p>陳情第 4 号 「最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」</p> <p>陳情第 5 号 「高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書」</p> <p>要望第 1 号 「要望書（大潟土地改良区）」</p> <p>の以上 11 件です。</p> <p>それでは当委員会に付託された議案について、審査に入ります。</p> <p>審査の順番ですが、はじめに生活環境課部門の審査を行い、次に当局が入れ替わって産業振興課部門の審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議案第 10 号「大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。</p> <p>【資料に基づき説明】</p>
松橋主任	

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求める。質疑ございませんか。
工藤副委員長	今回の条例改正は、国の改正を受けたものでしょうか。また、今回の改正前は、いつ改正しているのでしょうか。
松橋主任	おっしゃるとおりです。国の施行令は3年に1度改正されておりまして、村も3年に1度、前回は令和2年3月に改正しております。
菅原(ア)委員長	休憩します。(13:34) 再開します。(13:40)
川渕委員	電柱は電圧の関係で分かれているのでしょうか。また、この改正は、公共用地に立つ電柱に関するものですか。
松橋主任	電柱に架かっている電線の数により区分けがされております。 ここに記載されているものは全て公共用地に立っている電柱などの占用料を示しております。大潟村の道路敷地に建っているもので、例えば舗装されている道路を越えて道路敷地というものが設定されているので、道路脇などに立っている電柱の占用料を今回改定するものになっております。また、その他の行政敷地ですと、行政財産の使用料という形で別途条例を定めて徴収しております。
川渕委員	個人の敷地に建っているのは電力会社が直接土地の所有者にお支払いしているのですね。
松橋主任	おっしゃるとおりです。
川渕委員	東北電力さんでは個人の敷地に立っている電柱はおよそ1本あたり1年間に3,000円ぐらいが1つの目安となっているはずでしたので、公共用地に立っている電柱の占用料は意外と安いと感じました。
菅原(ア)委員長	ほかにありませんか。
	【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 10 号「大潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。 よって議案第 10 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 11 号「令和 4 年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」を議題といたします。当局の説明を求めます。</p>
荒関主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めることがあります。質疑ございませんか。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【なしの声】</p> <p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【なしの声】</p> <p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 11 号「令和 4 年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって議案第 11 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に議案第 12 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案(8)」を議題といたします。当局の説明を求めます。</p>
石川主査 平ノ内主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めることがあります。質疑ございませんか。</p>
工藤副委員長	<p>繰越明許費に関してですが、村長からも説明あったと思いますが、繰越明許となった理由と、現状、どこまで事業が進んでいるのか教えていただきたいと思います。</p>
石川主査	<p>現状としては、社会情勢により各種資材の高騰、電力費の高騰、加えて熱供給という部門に目を向けると、デンマーク製のボイラーが当初想定していた事業費よりも膨れ上がっていることは、事実でございます。昨年 12 月に熱供給部門についてはプロポーザルという形で、オーリスにおいて公募を行い、発注作業を行っております。受注予定の方とはオーリス側が融資に対する承諾を金融機関からいただけていない状況にあるため、設計等の請負契約が、まだ契約書という形で結べておりません。一方、屋根置きの太陽光パネル及び蓄電池につきましては、先月、実施設計を指名競争入札という形でオーリスにおいて発注開始したところです。残りの公用車の EV 化および施設のゼロエネルギービルディング化につきましては、先に申し上げた部門ほど事業を進めることができなかつたというのが正直なところです。</p>
工藤副委員長	<p>大きく 4 つほどの事業があったと思いますが、事業費が膨れあがっていることを考慮してその中でどれかの事業を中止することはできないのでしょうか。</p>
石川主査	<p>私の立場で責任のあるお答えはできかねますが、現時点では計画実施の</p>

発言者	発 言 要 旨
工藤副委員長	<p>可否を含めて国の方にそうした協議をするという予定はありません。</p> <p>国からの補助がまず 48 億円近くと自己資金 20 億程度の約 70 億という総事業費だったかと思いますが、村長と担当からも説明があったとおり事業費が膨れあがり、仮に 80 億円の事業費がかかるといった場合において、補助金額はおそらく変わらないと思うので、増えた部分については自己資金で負担するということでおよろしいでしょうか</p>
石川主査	<p>工藤委員のおっしゃるとおり、資金面に関しては、この先重要なことになっていくものと認識しております。</p> <p>あくまで当初の交付金の中でのやりくりでそこから増加した分については自己資金での工面がやはり基本になっていくところです。</p>
齊藤委員	<p>パネル・蓄電池・EV 車を含めて、オーリスの所有になるとのことですが、維持管理含めて全てオーリスが実施するのでしょうか。オーリスが所有する施設の維持管理を村が担うことはありますか。</p>
石川主査	<p>村で維持管理をする想定はしておりません。</p>
齊藤委員	<p>重要なことは、事業を進めるうえで融資を受けられるかどうかが、1番だと思いますが、融資の目処は立っているのでしょうか。</p>
石川主査	<p>はっきりとした日にちは決まっておりませんが、金融機関とオーリス間で詰めの作業まできているということは確かにと思います。</p>
齊藤委員	<p>事業試算の詳細については、議会に対してはいつ頃提出されますか。</p>
石川主査	<p>金融機関から融資をいただけた場合に提出できるかと思います。</p>
菅原(ア)委員長	<p>私から午前中の本会議にて村長に質問させていただいたのですが、5年間でこの事業は変更することはないとの回答でしたが、当局として事業費の圧縮等は想定外だったのではないでしょうか。そのような状況を十分理解しつつも、村民との懇談会のときも村民の方から事業を心配する声がありましたが、私達にも採択されて以来、説明は一度もありません。この事業に対してはこれからも注視してまいりますというお答えしかできませ</p>

発言者	発 言 要 旨
石川主査	んでした。村長は、秋頃までにはオーリスの方で事業試算の詳細について示すことができるのではないかとの説明でしたが、村民からの評価をいただく観点から村長同席の説明会は必要ではないかと思います。
菅原(ア)委員長	委員長のおっしゃるとおりです。明確な時期はお答えできかねますが、会社内での報告だけではなく、村民に対する説明は必要だと私自身も認識しております。
松橋主任	他にございませんか。 ないようですので質疑を終結し、次に進みたいと思います。 議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課関係部分の歳入について、当局の説明を求めます。
菅原(ア)委員長	【資料に基づき説明】 ただいま、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めることがあります。質疑ございませんか。
小野主事 宍戸主事 石川主査 松橋主任	【なしの声】 それでは歳出の部分について説明をお願いいたします。
菅原(ア)委員長	【資料に基づき説明】
工藤副委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めることがあります。質疑ございませんか。
石川主査	無代掻き栽培等補助金についてですが、これは当初予定していたよりも無代掻きを実施する方が少なかったのか、または、申請をした農家の事情で実施できなかったのか、どちらの要因が大きいのですか。
	工藤委員のおっしゃるとおり2つの要因がどちらも理由として考えら

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>れます。</p> <p>他にございませんか。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、次に進みたいと思います。</p> <p>議案第18号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」の生活環境課関係部分の歳入について、当局の説明を求めます。</p>
平ノ内主任	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ただ今、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p>
工藤副委員長	<p>昨年の水不足の問題を受け、村民の方から今年は大丈夫なのかという話をされました。</p> <p>昨年の説明の中では残存湖の水量によって出る水の量が変わるという話もあったと思いますが、今現状で言えば水量としてはどのような状態なのでしょうか。</p>
平ノ内主任	<p>水量は八郎湖の水位が高くなると多くなる傾向にあり、現在はまだ水位が低い状態となっているため、水量が一番多いときに比べれば明らかに少なくなっています。</p>
工藤副委員長	<p>昨年の実績で水量が一番少ない時でどのくらい容量があったのでしょうか。</p>
平ノ内主任	<p>浄水場ろ過池には約1,500t程度貯水できますが、昨年度、最も貯水量が減った時は、200t程度でした。</p>
工藤副委員長	<p>昨年はコロナ等で温泉がフル稼働としていなかったと考えると水量の確保が難しいのではないかと思いますが、どのように考えていますでしょうか。</p>

発言者	発 言 要 旨
平ノ内主任	昨年使用量が多かった村内米飯工場の使用予定水量等を考慮すると、今年は、温泉等に時短営業をお願いしなくても対応は可能であると考えております。また、場合によっては、今工事発注している水源増補の部分を仮設で動かして取水量を確保したいと考えております。
川渕委員	昨年9月の説明では、新しい水源を設けるので、来年度は心配ないというお話がありましたが、新しい水源からはまだ取水していないわけですか。
平ノ内主任	現段階で工事中ですので、まだ取水しておりません。
川渕委員	先ほど足りないときには、仮設で新しい水源から取水することでしたか、すぐできるのでしょうか。
平ノ内主任	ポンプを借りて設置すれば稼動はできるよう今見通しを立てております。
川渕委員	昨年の場合は1台分しか取水できない状態であったとのことですが、2台でポンプ場まで送れば、十分水は使えるとお聞きしましたが、どうなのでしょうか。
平ノ内主任	1台分の送水量であったことは事実だと思います。今回仮に仮設で現在工事している部分から、取水ができれば、2台で送り込むだけの水量は確保できるようになりますので、場合によっては、その仮設のポンプを利用して今年をしのぐ形も視野に入れて、水源の確保に努めるということをご理解いただければと思います。
菅原(ア)委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行いたいと思います。討論ございませんか。
	【なしの声】

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第 18 号「令和 4 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
菅原(ア)委員長	<p>全会一致であります。よって、議案第 18 号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p>
菅原(ア)委員長	<p>続いて議案第 19 号「令和 4 年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を求める。</p>
荒関主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求める。質疑ございませんか。</p>
丹野委員	<p>西 2 丁目の広場内マンホール施工の緊急性ということで、左と右に写真を見た感じですけど大きさが同じように感じますが、今の説明にもあったように、ここのマンホールに何かトラブルがあれば、次の図面の緑の部分が全部汚水処理が滞るわけなので、もっとマンホールを大型化するなど違う形で修繕はできませんか。</p>
荒関主査	<p>この西 2 丁目のマンホールですが、普通のマンホールより大きなものになります。今のところも機能が麻痺しているというわけではありませんで、改築されれば、また安心を取り戻せるような状態になります。</p>
丹野委員	<p>もうちょっと大きくしてこういうガスが発生しないようにした方が、何度も修繕するよりはいいような気がしますが、その辺はどのように考えられているのでしょうか。</p>
荒関主査	<p>このマンホールですが、今回の工事で改築されれば、汚れがインバートを流れるように機能改善され、滯水状態も解消されますので、大規模な工</p>

発言者	発 言 要 旨
丹野委員	<p>事を行う必要はございません。</p>
荒関主査	<p>今回の地盤改良は仮設のものなのでしょうか。他の方法によりさらにコストを抑えることはできなかったのでしょうか。</p>
丹野委員	<p>今回の地盤改良というのはおっしゃる通り仮設のもので、マンホールの修繕が本来の目的ですので、最小限のコストで目的の効果を得るためににはこの工法が一番妥当だと、工事業者、積算資料作成業者、大潟村の3者で協議して決めた内容になります。</p>
荒関主査	<p>硫化水素ガスの発生はこの改築で大丈夫なのでしょうか。温暖化等の気候変動により発生が不定期になることはないのでしょうか。</p>
丹野委員	<p>このマンホールで硫化水素ガスが発生している要因ですが、水が常に滯水していることによってガスが発生していると思われますが。なお、気候の変動によりガスが発生するといったことは確認できておりませんが、現状、大雨などでマンホールに負荷がかかった際は担当か技師で点検するようしております。</p>
荒関主査	<p>滞留しないで流れていれば、その耐用年数ぐらい保つというような現状の判断であるという理解でよろしいのですね。</p>
工藤副委員長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
荒関主査	<p>西2-2の広場のマンホールは改築したことはあるのでしょうか。</p>
工藤副委員長	<p>現存の資料では改築されたという確認は取れていません。</p>
荒関主査	<p>多分全部確認していると思いますが、こういった箇所は他にはないということでおろしいでしょうか。</p>
荒関主査	<p>マンホールの点検についてですが、5年に一度法律で点検の義務があります。管路調査につきましては、平成25年に行っておりまして、それが平成27年から続けていた管路改築工事となりました。今後は、交付金を活用しながら改築を行える状況を整えて、しかるべきときに管路調査を行</p>

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>いたいと考えております。</p> <p>他にございませんか。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第19号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【全員挙手】</p>
菅原(ア)委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第19号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(15:39)</p> <p>再開します。(15:50)</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩前に引き続き会議を進めてまいります。</p> <p>議案第4号「大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
菅原主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原(ア)委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
丹野委員	<p>100円値上げしたときに、どの程度収入増となるのか、コロナ禍以前と比較して教えてください。</p> <p>それから、利用回数券と期間限定利用券について、もう少し割安感を出</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>すことはできないのでしょうか。例えば、リフト券であれば1回当たりに人件費がかかってくるが、入浴であればそういう訳ではないと思いますので。</p> <p>以上の2点です。</p>
菅原主査	<p>今回の改正によって見込める增收効果ですが、参考資料の業績推移表をご覧ください。こちらの表のとおり、単純計算で1,745万4,000円増の試算となっております。</p> <p>期間限定利用券につきましては、1万5,000円に値上げとなりますが、2ヶ月間で60日入ることができるとして、1回当たりの単価が250円になっております。この250円の中には入湯税もありますので、実際に施設の収入となるのは100円程度を見込んでおります。1日2回入る方もいると聞いておりますので、現状でもかなりお得なのではないかと認識しております。</p>
石川課長	<p>回数券については、11枚綴りということで、これまで1回当たり400円のものを10回分の料金をいただきて11回入れる、という考え方で実施しております。そこをもう少し手厚く、ということだとは思いますが、基本的には1回分サービス、という考え方は変えないで料金の改定をさせていただきたい、ということでご理解をいただければと思います。</p>
丹野委員	<p>期間限定利用券では菅原主査のおっしゃるとおり250円ぐらいで2回、3回と入れるので非常にお得だと思います。</p> <p>例えば、クラブ活動などで子供たちが複数入るときに、回数券ではぴったり11人いれば1回おで買えますが、7~8人であれば回数券を買うより一人ひとりで支払うほうが、その場は安くなると思います。</p> <p>回数券を買っても、まるまる全部使う人が100%いる訳ではないと思いますので、お得感を出して逆に売った方が、特徴も出て商売上よく売れるのではないでしょうか。</p> <p>次回は、そのような発想で考えていただきたい、という意見になります。</p>
川渕委員	<p>日本中で子育て支援を推進している中、子供の料金も値上げするということですが、当分の間据え置くことはできないのでしょうか。</p> <p>せめて1年、当分の間というと普通3年ほどだと思いますが、いかがでしょうか。</p>

発言者	発 言 要 旨
菅原主査	<p>今回の利用料改定の趣旨は、温泉保養センターの適正な運営・経営を目指すもので、物価の高騰などを踏まえ今回の金額になっております。条例では、利用料の上限を定める、というものでございますので、今後、子供料金の据え置きなど、施設と協議して参ります。</p>
川渕委員	<p>値上げは仕方のないことだと思いますが、是非とも子育て支援の一環として、検討していただければと思います。</p>
石川課長	<p>利用料金は指定管理者が定めることができる、ということになっておりますので、ただいま提案していただいた件については、あくまでも指定管理者の裁量となります。意見があったということをお伝えいたします。</p> <p>併せて、子育て支援ということで言いますと、福祉あるいは教育において、昨年以上に手厚い事業展開で予算を計上させていただいております。子育て支援と施設の適切な運営で、それぞれにおいて考えていきたいと思います。</p>
川渕委員	<p>わかりました。伝達についてもよろしくお願いします。</p>
工藤副委員長	<p>利用料金の改定と合わせて、営業時間も朝 6 時から夜 10 時までのところ、夜 9 時までに変更するということですが、こちらは管理者のルーラル大潟からの提案でしょうか。</p>
菅原主査	<p>営業時間の短縮については、施設の方から相談があり、夜 9 時から 10 時の利用者が比較的少ないと、職員の労働環境を整える観点から、時間を短縮しても差し支えない、ということになりました。</p> <p>また、周辺の類似施設につきましても、大体夜 9 時で終了しておりますので、村の利用者が減少するということをあまり考えられないだろう、ということで現在検討しているところであります。</p>
工藤副委員長	<p>わかりました。</p> <p>営業時間が夜 9 時までということは、食堂の営業時間も変わってくると思いますので、周知に関しては早めにお願いいたします。</p>
菅原主査	<p>施設に伝えさせていただきます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>飲食につきましては、これまで夜9時には食堂の営業も終了しておりましたので、今までどおりの営業になります。その後、温泉に入る方もいらっしゃったかと思いますが、そういう利用はできなくなります。</p>
丹野委員	<p>宴会は夜10時まで、引き続き施設内に人はいてもいいという理解でよろしいですか。</p>
菅原主査	<p>コロナ禍以前はそのような営業でしたが、現状では夜9時までの利用になっておりますので、時間短縮営業になった際も、夜9時には退館していただくことになります。施設自体が夜9時にはすべて閉まってしまうということです。</p>
丹野委員	<p>入館料と入湯税に関して、お昼にご飯を食べるときは入館料は取っていないというのはいいのですが、夜に宴会に来た人たちからも、温泉に入るか入らないかの性善説にはなりますが、入らないという約束のもと徴収しない、というのはできないのでしょうか。</p> <p>宴会で、飲食込みで6,000円でお願いしたときに、別途入館料500円もかかり6,500円になると思います。</p> <p>電話での受け答えの際に、温泉に入るときには別料金もいただくという形にしておいた方がいいのではないでしょうか。</p>
石川課長	<p>理論上は可能です。</p> <p>入湯税ですから、お風呂に入ったときに掛かる税金ですので、お風呂に入った人からもらうわけですが、30人で宴会を開くとして、30人から聞き取りをして、それが本当にそうなっているのか、確認のしようがないということがあります。運営の仕方としては、温泉施設の中での飲食ですから、入るときに入館料として入湯税も含みます、という体系になっております。但し、お昼時については周辺で働いている方々など、食事のみで入館される場合には徴収しておりません。宴会時にまでそちらを抜げると管理が煩雑で、利用者の方に不快感を与えてしまうような対応が出てきてしまうことも考えられます。</p>
丹野委員	<p>幹事の言うことを信用することになるので、何人かはお風呂に入ってしまうかもしれません、部屋代も取っています。入館料、部屋代、食事代を取っているので、どこかで少しずつ薄めて、名目上だけでも、「会費い</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>くら、部屋代いくら、入館料いくら」というふうに幹事が言うのと、「一人6,700円ですよ」というのでは全然違うと思います。</p> <p>料理はどうされますか、と聞かれたとき、「料理は6,000円の料理でお願いします。」と言い切ると、「6,000円の料理はわかりました、それプラス部屋代と入館料が掛かりますのでよろしくお願ひいたします。」と言われると、「いやいや、すべて込みで6,000円でお願いします。」というのでは、受け方が違うと思います。今後の課題として、そういうのも含めて検討した方がいいと思います。</p> <p>競争が激化して、周辺が潰れてくれれば、大潟村の利用者も増えてくると思いますが、その辺りも踏まえて商売というものを考えてもらった方がいいのかなという気がしたので、意見として言わせてもらいました。</p>
石川課長	<p>意見として頂戴いたしまして、来年の入館者数は17万9,000人を見込んでおりますけれども、以前は普通に20万人を超えておりました。20万人からずっと減ってきてるので、今のご意見もサービス向上の一環であると捉え、入館者数の増加あるいは維持していく観点において、どういったサービスをやっていけるのかというのを検討が必要ですので、この話は引き取らせていただければと思います。</p>
齊藤委員	<p>同じことを言って申し訳ないですが、私も宴会に行ったときには、温泉にほぼ入らないです。7~8人で宴会に行っても入っているのは1~2人で、かなりの人が温泉を利用していないのに入湯税を払っています。</p> <p>間を取って宴会をする人は250円にするとか、配慮した方がいいのではないでしょうか。</p>
石川課長	<p>入館料には入湯税も含まれています。入館料を300円にしても施設の指定管理者は、その内の150円を村に納めなければいけません。</p> <p>その辺りの制度の仕組みも勉強しつつ、どういった対応・サービス向上ができるのか勉強させていただきます。</p>
菅原(ア)委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p> <p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p>

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p> <p>ないようすで討論を終結し、採決いたします。</p> <p>採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第4号「大潟村温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
菅原(ア)委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>議案第4号は全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(16:22)</p> <p>再開します。(16:23)</p>
菅原(ア)委員長	<p>次に、議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、産業振興課、農業委員会部門の当局の説明を求めます。</p>
澤井事務局長 佐藤主任 今野主事 菅原主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原(ア)委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(16:53)</p> <p>再開します。(16:55)</p>
菅原(ア)委員長 川渕委員	<p>あらかじめ、委員会の時間を1時間延長します。</p> <p>低コスト技術等導入支援事業の30haの要件は変わりないのでしょう</p>

発言者	発 言 要 旨
佐藤主任	<p>か。</p> <p>30ha の要件は変わりありません。</p>
菅原(ア)委員長	<p>県費 100% ということは十分わかりますが、30ha に届かなくても頑張っている農家はたくさんいらっしゃいます。</p> <p>この県の事業は農業機械の半額を補助できるので大変なメリットがあるわけで、県の、大規模農家を目指す、低コスト化を図る事業であることは十分理解しつつも、疎外感といいますか、そういう感じの声が村民から聞こえています。</p> <p>当局はこれに対して、どのように感じいらっしゃるのでしょうか。</p>
石川課長	<p>低コスト技術等導入支援事業においては、30ha の水稻作付という要件があります。しかしながら、大潟村においては大規模経営ということで 15ha を基本に営農してきたところであります。それではこの事業の要件には乗れませんので、当局としても非常に歯がゆい気持ちで執行しております。県には機会があるごとに、大規模経営の括りであれば、もう少し実情を勘案していただきたい旨は申し上げております。</p> <p>全県地域を見た場合に、地域の担い手というのは地域の農地を集めて展開してきており、集落営農に近い形で行っておりますので、その場合だと 30ha というのは軽くクリアして、100ha 近い形態も出てきております。そういうたたき手を育てていく県の方針の中に、今回の低コスト化、スマート農業の技術も入れていく、という事業の設計になっていると思われます。</p> <p>ただ、全県的に見るとそうであっても、大潟村は最初から大規模経営ということで入植しているわけですので、何らかの事業が活用できるような方策を取ってほしいというのは県に伝えてはいますが、難しい現実があります。</p>
菅原(ア)委員長	<p>周辺の農家を見ると、県の補助事業により半額で高価な機械が購入できるということに慣れ、当たり前になってきています。</p> <p>でも、面積要件を満たしていない農家も機械の更新は必要であり、大潟村に関しては 15ha をメインに頑張っているわけです。</p> <p>不公平感を感じることもありますので、是非とも県に対しては実情を伝えて、そういう人たちにも支援をいただけるような方策を考えていきたいと思います。</p>

発言者	発 言 要 旨
工藤副委員長	県からは、低コスト技術等導入支援事業はいつまで続くのか、という情報は来ているのでしょうか。
佐藤主任	今回の繰越分を含めると、令和5年度分が4回目の事業実施になりますが、その都度、今回で最後かもしれないという話はありました。財源がコロナ対策の交付金となっており、本事業に使える交付金が国から交付される限りは継続するものと考えているところです。そのため、明確にいつまで事業が継続するのか、県でも決まっておりません。
工藤副委員長	高収益作物生産振興支援事業費補助金について、農協へ支払った補助金だと思いますが、29万2,000円減額になった理由を教えてください。
宮田主任	こちらは農協が整備したタマネギ乾燥貯蔵調製施設の固定資産税相当分に関して助成するものでありまして、令和4年度に関しましては固定資産税確定分292万4,000円を助成し、実績の確定に伴い予算の余剰分を減額するものです。
丹野委員	民産学官連携による農業振興推進事業の不用額20万円について、こちらはルーラルの使用料とのことです、ルーラルの改修工事の実施は、当初予算の段階で把握していなかったのでしょうか。
菅原主査	商工担当では、当初予算の段階で県の工事が予定されていることは聞いておりました。その時点で把握していたのは、1月に1か月程度で完成すると考えていましたので、2月から3月は通常営業できるものと認識していました。その後、昨年の10月頃に県から1月から3月上旬までの工期になると示されましたので、令和4年度当初予算を編成した時点では、村として工期を把握できていなかったところです。
丹野委員	当初予算の段階で、県の計画がはっきりと決まっていなかったという認識でよろしいでしょうか。
石川課長	1年前の段階では、概ねこのぐらいだというような話だけでありましたが、実際に設計を組んで工程表を引いたところ、2か月かかるということになり、ルーラルとしてはそこまでの期間は休業できないということで、

発言者	発 言 要 旨
丹野委員	<p>何度か県にも要請に伺ったところあります。しかし、県からは当初から工事を実施することは伝えていたため、変更できないと話がありました。</p> <p>来年度も外壁の改修工事がありますが、そちらも現段階でははつきりした工期が示されておらず、1年前の段階で明確な期日の協議というのではなくのが現状であります。</p>
菅原主査	<p>大潟村の場合、当初予算が承認されて新年度になれば、できるだけ早く執行すると思います。</p> <p>今の話であれば、予算についてから計画を練るのに時間が掛かるようで、県としては当事者ではないため、村やルーラルの実物を見ながらやることでありますことでしょうけれど、あまりにも大雑把な気がします。</p> <p>実際に県の予算執行はどのような流れになっているのでしょうか。</p>
丹野委員	<p>県においても、村においても、担当する工事は一つや二つではないため、優先順位をつけながら適正な時期に発注する計画は立てていると思います。当局が担当している工事では、現場が村内のため、すぐ目に見えるので、様々な実情に合わせてその都度協議し、適正な時期を設定することは可能です。</p> <p>県では、ホテルの経営状況等、細かく把握できていない部分もありますので、村よりも実情を反映しづらいところはあるかと思います。</p>
石川課長	<p>ルーラルはどちらかというと赤字経営ですが、大変な状況下にあっても、そういったことは県の方では考慮してもらえないということでしょうか。</p> <p>そうではなく、予算が措置された段階で、県とルーラルの担当者が現地において、ホテルにどういった改修が必要なのか、打ち合わせをしながら進めてきております。</p> <p>今回の工事では、大体1月から1か月程度という話で進めてきておりましたが、詳細な計画ができていくにつれ、資材の納入時期等の問題がはつきりしていき、実際には2か月の工期設定になってしまったということです。そのため、県から何もなく、この期間を休業するよう言われた訳ではなく、協議はしてきましたが、諸般の事情で工期が伸びたということです。</p>

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
菅原(ア)委員長	休憩します。(17:13)
	再開します。(17:15)
菅原(ア)委員長	質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。
	【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので討論を終結し、採決いたします。
	採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。
	議案第12号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の生活産業委員会に關係する部分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。
	議案第12号の生活産業委員会に關係する部分について、全会一致により可決すべきものと決しました。
菅原(ア)委員長	次に、陳情第2号「消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書」についてを議題とします。配布資料の默読をお願いします。
	【資料默読】
菅原(ア)委員長	それではみなさんのご意見をお願いいたします。
工藤副委員長	ここ15年ほど消費生活相談件数の高止まりが続いている状況にありますので、法改正によってこういう相談が減るのではないかと感じておりますので、私はこれに採択したいと思います。

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>陳情2号「消費者被害を防止、救済のための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、陳情第2号は全会一致により採択すべきものと決しました。</p> <p>採択と決定したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成はどのようにすればよろしいでしょうか。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【委員長一任の声あり】</p> <p>意見書案の作成については委員長に一任し、提出することとしてよろしいでしょうか。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【なしの声】</p> <p>意見書についてはこのまま提出いたします。</p> <p>なお提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、賛成者をただいまの採決で挙手された方にお願いしたいと思いますのでご了承ください。</p>
菅原(ア)委員長	<p>次に、陳情第3号「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とします。配布資料の黙読をお願いします。</p> <p>【資料黙読】</p>
菅原(ア)委員長	<p>それではみなさんからのご意見をお願いします。</p>

発言者	発 言 要 旨
丹野委員	<p>採択で賛成します。</p> <p>但し、国からは賃金を上げるよう企業者に向けて言っておりますが、地域間の格差を解消しなければならない問題もあり、全国一律の最低賃金制度となると、地方によっては成り立たないこともありますので、2番の部分を外して、労働者の生活を支えるため最低賃金の大幅引き上げを実現すること、ということで採択すべきと思います。</p>
工藤副委員長	<p>最低賃金の改善については、秋田県も、企業も大変努力しているところではあります。こちらの改善によって人口減少の歯止めにも役立てると思いますので、採択に賛成します。</p>
川渕委員	<p>丹野委員と同じ考え方で、東京ですと物価も高いので、全国一律というのを外した方がいいかと思いますが、採択には賛成します。</p>
齊藤委員	<p>最低賃金を上げるくらいでは生ぬるいような感じがします。</p> <p>今の物価高に対応するためには、かなり給料を上げなければなりません。ただ、今それをできるのは大手企業くらいで、先ほど丹野委員もおつしやったように、地方においては経営が成り立たなくなるというところもあると思いますので、基本的には採択でいいと思います。</p>
菅原(ア)委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので採決いたします。</p> <p>陳情第3号「「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>陳情第3号は全会一致により、採択すべきものと決しました。</p> <p>意見書については、どのようにしたらよろしいでしょうか。</p> <p>先ほど丹野委員と川渕委員からは、2番の地域間格差を解消し、全国一</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>律最低賃金制度を実現すること、という文言は外した方がいいのでは、ということでしたが、いかがいたしますか。</p>
	<p>【賛成の声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>なお、提出にあたっては提出者は委員長である私になりますが、賛成者をただいまの採決で挙手された方にお願いしたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>次に、陳情第4号「最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」についてを議題とします。配布資料の黙読をお願いします。</p>
	<p>【資料黙読】</p>
菅原(ア)委員長	<p>それではみなさんからのご意見をお願いします。</p>
齊藤委員	<p>こちらの陳情があって、先ほどの陳情も生きてくると思いますので、採択に賛成します。</p>
丹野委員	<p>賛成します。</p>
菅原(ア)委員長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので採決いたします。</p> <p>陳情第4号「最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
菅原(ア)委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>陳情第4号は全会一致により、採択すべきものと決しました。</p> <p>意見書については、どのようにしたらよろしいでしょうか。</p>

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>【委員長一任の声あり】</p> <p>意見書案の作成については委員長に一任し、提出することとします。次に、陳情第5号「高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書」についてを議題とします。配布資料の默読をお願いします。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【資料默読】</p>
菅原(ア)委員長	<p>それではみなさんからのご意見をお願いします。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(17:45) 再開します。(17:55)</p>
工藤副委員長	<p>農協がタマネギの施設を建設し、事業運営しているということで、農協においても努力は必要だとは思いますが、高収益作物の生産拡大という面については、村でも進めているところでありますので、この事業の補助金を交付というよりは、何かもっと支援できるものがあるのではないか、村でもっと検討していただきたいということで、採択したいと思います。</p>
菅原(ア)委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので採決いたします。 陳情第5号「高収益作物生産振興に関する支援を求める陳情書」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。 陳情第5号は全会一致により、採択すべきものと決しました。</p>
菅原(ア)委員長	<p>次に、要望第1号「要望書(大潟土地改良区)」についてを議題とします。配布資料の默読をお願いします。</p>

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	<p>【資料黙読】</p> <p>それではみなさんからのご意見をお願いします。</p>
川渕委員	<p>土地改良区からの要望書は、全員協議会のときにも理事長から説明がありましたので、採択で決めてもらってもいいかと思います。</p>
菅原(ア)委員長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>【なしの声】</p> <p>ないようですので採決いたします。</p> <p>要望第1号「要望書(大潟土地改良区)」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
菅原(ア)委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>要望第1号は全会一致により、採択すべきものと決しました。</p> <p>以上で、当委員会に付託のありました案件は全て終了しました。</p> <p>これで生活産業委員会を閉会します。</p>
	<p>(閉会 18:00)</p>

【 署 名 欄 】	
菅原アキ子 委 員 長	(委員長) _____
工 藤 勝 副 委 員 長	(副委員長) _____
山 田 照 雄 委 員	(委 員) _____
齊 藤 知 視 委 員	(委 員) _____
川 渕 文 雄 委 員	(委 員) _____
丹 野 敏 彦 委 員	(委 員) _____

